

令和元年度 農林水産省行政事業レビュー 公開プロセス

No.8 治山事業（直轄）

日時：令和元年6月11日（火）16:50～17:42

場所：農林水産省 本館 7階 講堂

（外部有識者）二村 真理子 委員、金子 健紀 委員、三浦 希美 委員、上村 敏之 委員、
亀井 善太郎 委員、小林 航 委員

（事務局）水田 正和 官房長、岩濱 洋海 危機管理・政策立案総括審議官、杉中 淳 予算課長、
前田 剛志 広報評価課長

（説明者）【林野庁】森田 健児 林政課長、大政 康史 治山課長、関口 高士 業務課長
芦田 真亜 治山課課長補佐、石井 康彦 業務課課長補佐

○岩濱審議官 それでは、8番目の事業として、治山事業（直轄）について、担当から説明をお願いします。

○大政課長 治山事業（直轄）についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

レビューシート、1枚目をご覧ください。

事業名につきまして、治山事業（直轄）でございまして、担当部庁は林野庁でございます。

事業開始年度は平成25年度からですが、これは治山事業の会計が平成25年度から一般会計で処理されることになったことから、このような記載となっているところでございまして、類似の事業といたしましては、古くは江戸時代から行われているような事業でございます。森林の維持・造成を行うことによりまして進めていく国土保全事業であります。したがって、終了予定年度は、終了予定なしというふうに記載させていただいているところでございます。

その下の欄、会計区分は、一般会計。根拠法令は、森林法及び地すべり等防止法でございまして、これらの法に基づいて行われる公共事業で、国土強靱化対策、地球温暖化対策に資するものであります。

関係する計画・通知等は、記載の3つの閣議決定された計画でございまして、これらの計画に記載された数値目標を、後ほどご説明いたしますアウトカムの指標として用いているところでございます。

その下の欄、事業の目的でございしますが、1行目に記載しておりますとおり、森林の維持・造成を通じまして、集中豪雨、地震等による山地災害から国民の生命・財産を保全するという

のが最終的に目指すところでございます。

その下、事業概要を記載しておりますが、カラー刷りの参考資料を後ろのほうにつけておりますので、まずはそちらのほうで詳しくご説明させていただきます。

資料を進めていただきまして、7ページ目をご覧くださいと思います。タイトル、「自然災害に見舞われやすい日本の国土」という資料となっているところでございます。

我が国は地形が険しく地質がもろい上に、温帯に位置する島国でございますので、梅雨前線や台風の襲来などにより、集中豪雨による山地災害が世界の中でも非常に多いという条件下にあるところでございます。

加えて、右の枠のところがございますように、地球温暖化の影響によりまして、1時間で80ミリ以上の集中豪雨が増加傾向にあり、昨年7月も、その下の写真でございますように、広島県などの西日本を中心に記録的豪雨となり、多数の山崩れ、山地災害が発生したところがございます。その右隣の写真の高知県大豊町では、山崩れにより高速道路の上り車線の橋が流出いたしまして、現在でも高速道路は対面交通ということになっているところがございます。

また、右の枠をご覧ください。日本には111の活火山があり、これは世界の活火山の7%に当たります。加えて、活断層も多く存在するなど、日本は集中豪雨だけでなく、火山・地震による山地災害にも見舞われやすい国でございます。ご案内のように、昨年9月6日にも北海道胆振東部地震が発生いたしまして、厚真町を中心に非常に多くの山崩れが発生したところです。そこに写真を掲載させていただいておりますが、下の写真の茶色くなっているところは全て地震で起きた山崩れでございます。

平たく言いますと、このような山崩れを直していくのが治山事業でございますが、特に大きなもの場合には、都道府県からの要請を受けまして直轄で治山事業を行うところであり、今回も、先ほどご説明しました左下の広島県広島市におきましては、県からの要請を受けまして、本年度より直轄で事業を開始しているところがございます。

次のページをご覧ください。タイトル、「治山事業の内容」でございます。

上の囲みの中で赤字で記載しておりますとおり、国有林及び事業規模等で一定の要件を満たす民有林において、直轄治山事業を行うということにしているところがございます。

その下の青字の＜治山事業の定義＞のところは、先ほどご説明したとおりでございまして、森林法などにより定義されております。

また、右下の＜直轄治山事業の分類＞の欄をご覧くださいと思います。国有林においては、国が行いますけれども、民有林で行う場合の採択要件が、法体系上においてこのように整

理されているところをごさいますて、国土保全上特に重要であり、事業規模が大きく、高度の技術を要し、利害の影響が1つの都府県の区域を越える場合には、知事からの要請を踏まえまして、直轄治山事業を実施することとしております。

次のページ、治山事業の主な工法の資料をご覧くださいければと思います。

森林の維持・造成を通じまして、国土の保全を図るのが治山事業でございますので、山岳地帯から海岸部の松林などの海岸防災林まで、治山事業の守備範囲は非常に多岐にわたっているところがございます。いずれの箇所の工事でも、添付しております写真のとおり、事業を実施して年月がたつにつれまして、造成した森林が大きく成長いたしまして、最終的には設置した施設が見えにくくなってしまうというのが多いのが治山事業の特徴でございます。

次のページから、工法ごとに少し詳しく資料をつけております。

次の10ページ目でございます。治山事業の主な事業内容と効果事例をご覧くださいければと思います。

ちょっと端折って説明させていただきますが、例えば右側の山腹工でございますけれども、一番左の写真のように昭和57年には大きな山崩れが発生しておりますが、中央の写真で白く見えるのがコンクリート土留め工などの治山の工作物でございます。このように土留め工を階段状に施工いたしまして、斜面の安定を図りました。その結果、徐々に森林が回復して、現在では、右の写真のようにすっかり緑が回復しているような状況でございます。

また、次のページ、効果事例の②をご覧くださいければと思います。

これも右側の防災林造成のところをご覧くださいければと思います。上の2つの事例、青森県八戸市と宮城県亘理町でございますけれども、どちらも東日本大震災での事例でございます。写真の右手側から津波が押し寄せまして、津波に乗って漂流船なども流されてまいりましたが、海岸防災林にうまく引っかかったおかげで、二次災害を軽減することができたようなケースになっているところがございます。

続きまして、次のページで、治山事業によります予防的な取り組みをご紹介しますと思います。タイトル「山地災害を予防するための直轄治山事業による様々な取り組み」の資料をご覧くださいければと思います。

まず、左側はハード対策の事例です。上の事例ですが、土石流の危険性がある箇所におきまして、あらかじめ治山ダムを設置していくことにより、集中豪雨等で土石流が発生した際に、下流への被害を軽減することができています。

また、下側の事例は、景観等に配慮すべき箇所における予防対策として、斜面の樹木を切ら

ずに崩れにくくしたり、落石を防ぐ工事を実施しているところでございます。

右側はソフト対策の事例でございます。

また、次のページ、「直轄治山事業における新技術導入・コスト縮減の取り組み」について
もご覧いただければと思います。

治山事業は公共事業でございますので、他の公共事業と同様、コスト縮減に関しては従前より目標を掲げつつ計画的に取り組んでいるところでございます。特に、直轄事業におきましては、率先して新技術の導入やコスト縮減対策を進めておりまして、得られた成果を広く普及させるべく努めているところでございます。

例えば、右側の事例の場合は平成29年7月の九州北部豪雨の流木災害を受けて始めたものであり、既存の治山ダムの上流側に流木を捕捉する施設を設置することにより、低コストで流木対策を進めることが期待されているところでございます。

カラー刷りの資料の一番最後をご説明させていただければと思います。「直轄治山事業の事例」でございます。

直轄治山事業の場合、特に民有林直轄治山事業などは、大規模な山地災害が発生した後に行うことが多いことから、どうしても荒廃山地での復旧の事例が多くなってしまうところでございます。ちなみに、復旧系の事業と予防系の事業は、国有林治山事業の比率は、箇所数では大体6対4になっているというような状況でございます。

以上でカラーの資料の説明を終わります。またレビューシートの1枚目に戻っていただければと思います。

中段のところで予算の執行額を記載させていただいておりますが、平成31年度は合計480億2,600万円となっているところでございます。これは補正予算の繰越等の影響が出ているところでございます。

その2つ下のアウトカムのところでございます。治山事業の最終目的が山地災害から国民の生命・財産を保全することですので、定量的な成果目標としては、記載のとおり山地災害防止機能等が確保される集落数5万8,000集落としているところでございます。これは、平成26年5月30日に閣議決定されました「森林整備保全事業計画」におきまして、目標としている計画内容と同様としているところでございます。

ただ、昨年の行政レビューの際、この目標が少しわかりにくいのではないかというご指摘をいただきました。そのようなことから今回見直しを行ったところでございまして、その下の欄に記載しておりますが、流木災害が頻発して、これらの対応のニーズが高まっているというこ

とを踏まえまして、本年度から流木対策に関する成果指標を新たに設けたところでございます。

○岩濱審議官 予定時間が少し過ぎていますので、ちょっとまとめていただいて。あとは質疑応答の中でお願いします。

○大政課長 はい、わかりました。

行政レビューシート、その後ろのページとか3ページ目以降は、改善の結果についてまとめたものでございまして、内容については記載のとおりでございます。

それから、まためくっていただきまして、6ページ目のところで、一者応札についていくつか散見される事例を記載されているところでございます。

例えば、12番目の工事でございますけれども、これは山形県銅山川の工事でございます、地すべり防止のための特殊トンネル工事を行わなければならないことから、一者応札となっていてございます。入札は基本的には一般競争で行っておりますけれども、こういう場合はどうしても一者応札となっているところでございます。

また、改善策といたしましては、あらかじめの公表とか、説明会等を開催するということをしています。

それから、資料の一番最後のページから2つ目、ロジックモデルとしてまとめたものが15ページでございます。

時間の関係上詳しい説明は省略させていただきますが、アウトカムの集落数のところの注意書きの欄に、アウトカムの最終的な目標となります、山地災害危険地区が周辺に存在する集落数、約14万集落という全体の数字を追記させていただいているところでございます。

また、16ページ、主な論点につきましては、これまでご説明したところでございます。

以上、時間が長くなりましてすみませんでした。治山事業の直轄について、私からの説明を終わらせていただきます。

○岩濱審議官 続きまして、予算課長から論点の説明をお願いします。

○予算課長 本事業の論点でございますけれども、まず第一に、自然災害が多発する中、事業を実施すべき箇所の優先順位づけなど、事業執行は効率的・効果的なものとなっているのか、また、都道府県等との役割分担が適切かどうかという点でございます。

2点目に、山地災害防止機能等が確保される集落数を5万8,000集落にするなどといったアウトカムとしておりますけれども、このアウトカムの設定が妥当かどうかという点でございます。

3点目に、昨年度よりも単位当たりコストが増加しておりますけれども、どのような改善を

講じるのかという点でございます。

最後、4点目でございますが、一者応札となっているものがありますけれども、一者応札の改善の手段が妥当かどうかという点でございます。

以上でございます。

○岩濱審議官 それでは、ご質問、ご議論をお願いいたします。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員 ありがとうございます。これまでの議論も通じてですし、また、これまでのレビューでのご指摘も含めて、そこはしっかり対応していただいたかなというふうに感じております。

そもそも気候変動に伴う風水害の激甚化というものが大きな流れにある中で、恐らくこれから仕事が進めることはあっても、減ることはないというのが大きな流れだと思います。そういう中で、私たちというか国民の関心は、それは想定されているリスクに対してちゃんとカバーできているのかということなんだと思います。そこはちゃんとできているよねというところをまず確認させていただきたいんですが。

森林環境保全事業計画は、今、見直しをかけていて、9月に決まりますと。それから、もう一方で、先ほどアウトカムでもう一つ設定いただいた流木災害防止緊急治山対策プロジェクトというのもやっていますと。これはもちろん災害があったから見てきたことだけれども、こういうことを一つひとつ知見としてためていきたいということなんだと思うんですが、これはいかがでございましょうか。

○大政課長 お答えいたします。まず、1つ目の集落数のほうでございますけれども、レビューシート1枚目に数字がございますけれども、目標値に対しまして、29年度もやや下回っているというような傾向でございまして、正直、30年度も目標達成はちょっと厳しいのかなというふうに感じているところでございます。

また、一方、流木災害緊急対策プロジェクトのほうにつきましては、進捗管理しておりまして、今のところ32年度の目標を達成するようにこの目標に向けて進めているところでございまして、こちらは何とかやりたいというふうに感じているところでございます。

○亀井委員 大事なことは、目標の達成というのももちろんあるんですが、これは二次的なことで、一次的にはまずあるべき目標がきちんと設定されているかどうかということだと思しますので、ここは予算制約にかかわらず、あらゆる知見を駆使して積極的にリスクを見出していくということは絶対に位置づけていただきたいなと。お金がないからとか、現場が回らないか

らということにならないに、ぜひしていただきたいというふうに思います。

その上でちょっとお伺いしたいのは、これは今マクロで日本全体が見えていたんですが、恐らくリスクが結構ありますという、縦軸にリスクが結構ありますという話と、横軸のほうで都道府県の対応というところを見ていくと、恐らく林野庁としてはリスクがあるところから対応していきたいんだと思うんですが、現場レベルでいくと都道府県がなかなか動いてくれないみたいなこと、ごめんなさい、個別の都道府県をここで言うって下さいという話ではないんですけれども、多分あるんだと思うんですね。そういう中で、都道府県がなかなか動きが悪いときに、林野庁が率先して進むとか、これはやらないといけないからというようなことの、何かそういう具体的な工夫というのはあるんでしょうか。ここはいかがですかね。

○大政課長 お答えいたします。地域によっていろいろな対応の差、どうしても地域差はあるかなと感じているところでございますが、それにつきましては、国という組織がございますので、必要に応じて直轄治山事業を今回実施するとか、また、直轄治山事業以外にも技術的な支援を行うとか、そういう対応も直轄方式を使ってやっているところでございます。

○亀井委員 ありがとうございます。

どうしても都道府県からすると、予算の優先順位としては高くない可能性があるところが。それは都道府県のそれぞれの執行部のご判断なんだと、当然、知事だからそれはあるのかもしれませんが。それでも、国民の命あるいは財産が危険にさらされるということがあってはならないわけで。ただ、これは実際に起きないとなかなかお金は使いづらいというような政治の難しい事情もあるんだと思いますので、皆さん専門家機能を持っていらっしゃるわけですから、そこは積極的にアドバイスだとかサポートだとか、あるいは、今おっしゃったような直接事業を行うだとか、そういったところは駆使していただけるといいんじゃないかなというふうに思います。

もう一点、私からはここで一回最後にしますけれども、大変心配しているのは、こここのころ公共事業がずっと減ってきたこともあって、現場の事業者さんが随分縮小してきているのかなというような実感があります。そういう中で、そうは言っても技術と人材と組織を守らなきゃいけないというのはあるんだと私は思っていて、いくら林野庁さんがたくさんお金とってきたぞ、だからこれ使えといって、言葉は悪いですけど、現場にばらまいたとしても、なかなか現場が対応できないということはあるような気がしていて、ここら辺のある種の人材育成というか、組織育成みたいなところというのはどうお考えでしょうか。

○大政課長 お答えいたします。まさにおっしゃるとおりでございまして、10年前は倍以上の

予算をしておりましたので、それに応じて現場の方もいらっしゃいましたが、全体的に、同じ建設業でございますので、高齢化したり人がいなくなっているというのは事実でございます。また、瞬間的に見れば、例えば今回、当初予算で1.4倍ぐらいの予算、それから、補正も含めますと2倍近いような予算がついておりますが、何とかそれは処理できているのかなというところでございます。

現場の声を聞きますと、コンスタントに仕事があるのが一番いいと。それで、何かあったときの初期対応も、ずっとコンスタントにやっていれば、重機も持ってますし、災害の応急対応もできるということです。そこは何とも申し上げにくいんですけども、コンスタントに予算があるというのが、安全・安心のためには一番必要じゃないかなというふうに、担当としては考えているところでございます。

○亀井委員 まさにご指摘のとおりで。だから、突然ふく必要もないんだと私は思うんですけども、地域別……、これは、だからマイクロベースのマネジメントになるのかもしれませんが。皆さん出先機関を持っていらっしゃる中で、そこと、あるいは都道府県、あるいは市町村もかもしれませんが、よく連携をされて、マクロで見ればコンスタントなのかもしれないけども、ミクロで見るとそうでもないということが起きがちなんだと思うんです。

そういったところはきめ細やかに見ていただく必要があるし、場合によれば担い手人材の育成とか、そういったものの維持というのは、本事業の中核になっていく可能性というのは極めて高いと思いますので、そういった視点で事業を進めていただくことが必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○岩濱審議官 小林委員、お願いします。

○小林委員 このアウトカム指標の集落数についてもう少し確認したいなと思っているんですが。今回この計画の中での5万8,000集落というのが目標値としてあって、そこまでの道筋というのが年度ごとの目標として設定されて、それに対して実績が何パーセントかというようなものが示されていると思うんですけど、ずっと終わりなしでやっている事業なので、もう少し長期で見たいなと思ったときに、5年前、前の計画の最終目標というのがいくつとして設定されていて、達成率がどれぐらいだったのかという情報がもしあれば教えていただきたいということ。

もう一つは、さっき計画の見直しという話がありましたけど、30年度が最終年度であれば、次の31年度というのが新しい計画の期間に入っているのかなと思うんですが、そこはまだこれからということになるんでしょうか。次の目標というのはどういう形になるのか、なりそうな

のか、わかれば教えていただけますでしょうか。

○大政課長 お答えいたします。正確な数字はちょっと持ち合わせていないんですが、28年度とか29年度の増加率を見ていただければわかりますように、大体2,000～1,000ぐらいのオーダーでふえていますので、それが大体コンスタントに、過去にさかのぼればということですので、前回の……。

○小林委員 5年間で1,500～2,000ということですね。

○大政課長 そうですね。ということですので、もともとの今期の始まりというか、前期の終わりの数も正直言うとそのぐらいの、5万いくばしかの数字でございます。

それから、次の計画も5月28日に閣議決定をしたところでございまして、今回ちょっと目標達成率が正直低かったのもありまして、最終的に5万2,000集落というのが……、あ、これは前回ですね、今回は5万5,000集落が期首の……。すみません、次の新しいやつが今年の5月28日に閣議決定しておりまして……。ちょっと待ってください、30年度末見込みの5万6,200集落を、令和5年度には5万8,600集落にすると、このような形にしているところでございます。

○小林委員 わかりました。ありがとうございます。

この5年前に立てた計画に向かって進んでいくわけですけど、そのときに新たに災害が発生して、それに対する復旧事業というのも、さっき箇所数で言えば6割ぐらいがということだったと思うんですけど、それによって目標となる数値というのが動いていくことはないんでしょうか。

○大政課長 お答えいたします。目標となる数字が動いていくことはないんですが、ただ目標の達成に対して支障があると言いますか、どうしても復旧対策のほうに回さざるを得ないことから、達成が厳しくなるということはございます。

○小林委員 そうすると、そのもともとの、例えば今回で言えば5万8,000の中に入っていなかったところで事故が起きるというようなこと、事故ですかね、災害が起きるということもよくあるということになるんでしょうか。

○大政課長 お答えいたします。危険なところを把握しておりますが、それ以外のところでも起こることもございまして、そういう場合はふえるということでございます。

○小林委員 そうすると、ちょっと厳しい言い方かもしれないですけど、リスクの事前の把握の仕方というのが甘いということになるんじゃないかという気がするんですが、その点どういうふうに捉えていらっしゃるんですか。

○大政課長 お答えいたします。山地は危険地区という形で把握しておりまして、地形・地質、それから、植生とか土壌とか、そういうような因子を入れて、これまでの知見でもってここは危ないんじゃないかということで把握はしておりますが、雨の降り方が今回のように集中的になりますと、危ないと言われていたところの隣のところも一緒に崩れてしまうというようなところもございます、さすがにそうすると非常に厳しいというところでございます。我々としてもそこについての、日本は山が多うございますので、できれば危険地区をもっと精度を上げてきちっと把握したいというのは常に努めているところでございますが、ちょっとまだ限界があるというところでございます。

○小林委員 わかりました。ありがとうございます。

○岩濱審議官 上村委員、お願いします。

○上村委員 ご説明、ありがとうございます。

レビューシートの３ページ目に、関連事業のところでは治山事業（補助）とあるわけで、これは都道府県に対する補助金だと思いますけれど、そちらの説明を見ていると、この直轄事業と補助事業との役割分担はこうなっていると書かれていて、その中に都道府県知事からの要望を踏まえて行うのが直轄事業だというふうに書かれているんですが、要望を行わない場合というのはあるんですかね。そこがちょっと気になって……。

○大政課長 お答えいたします。先ほどこの要件ということで、カラー刷りの８ページに直轄治山事業の民有林直轄治山事業の要件が書かれておりますが、これに該当する場合に県がやってほしいということがあるということでございます。例えば、今回であれば北海道の厚真町の山腹崩壊なんですけれども、金額的には被害額としては５０億を積み上がるような、もっと大きな被害が出たんですけれども、北海道庁としては組織の体制とかということで、とりあえず頑張りますということで、今のところ要望はきていないということでございます。

○上村委員 直轄事業だと国全額負担ですよ。補助事業だと一部、要は自治体負担だと思うんですけど、それは問題……。あ、そうか、一部負担か、直轄事業の。補助事業のほうが地方自治体から見たら厳しいですよ、自分の財政を持ち出すことになるので。それにもかかわらず補助事業を選ぶ自治体があるということですか。どうしてそういうことになるんですか。

○大政課長 お答えいたします。補助率につきましては、補助が２分の１、ざっくり言えば直轄が３分の２でございますが、補助裏についても特交措置とかいろいろ措置がされておりますので、最終的な総体的な補助率は２分の１からもう少し上がるというか、公共事業の災害ですので、かなりの額が最終的には国からいくような形というのは裏の事情としてございます。

それから、組織とか、元来であれば民有林の災害でございますので、県がやるべき仕事というふうには、いわば国と地方の役割分担という話もございますし、そこはやっぱり県の方も意識を高く持っていておられますので、そういうことから様子を見て、これなら何とかできるがというようなところで頑張っていて、それでもということになれば国として支援をいとわないという形になっているところでございます。

○上村委員 わかりました。

あと、森林土木にかかわる人材の育成というのはすごい大事だなと思っているんですけど、特に今、高齢化が進んで人口減少も進んでいて、非常に厳しい状況にこれからなると思いますが、本事業で一者応札がある程度見られるというのは、これとやはり人材育成のところ、人材の枯渇というか厳しさというところも反映していると考えていいですか。

○大政課長 お答えいたします。人材というよりも、どちらかというと条件的に一番辺境の地でやる工事が治山事業でございますので、先ほどご説明しなかった2つの事例も、1つはまさに40キロの道を行った後、林道を10キロ行かないといけない県境の山崩れなので一者とか。

もう一つの事例は、資材をヘリコプターで運ばなくちゃいけないので、ヘリコプターで資材を運ばなくちゃいけないということは、人は歩いて行かなくてはいけなくて、人は通勤で山道を40分かかるといようなことですので、さすがに地元の頑張ろうかという方しかないということでした、人手不足というよりは、治山の世界ではどちらかという条件不利なところがきているのかなというふうに感じているところでございます。

○岩濱審議官 二村委員、お願いします。

○二村委員 ことによると先ほどちょっと繰り返になってしまう部分があるかもしれませんが、まず1点目として、これは事前の勉強会でもお聞きしたことなんですが、災害がやはり激甚化していると思います。誰が見ても納得するところだと思うんですが、どうしてもその対応に追われるというところが、お仕事のかなりの部分を占めてしまっているのではないかと思います。実際、山地災害防止機能のアウトカム目標もちょっと届かなかったということもあるわけで、予算の関係上、予防的措置が不十分となっていないかという確認を、第1点目にさせてください。

それから、災害が激甚化しているということが事実であるならば、予防措置のほうもこれを何らかの形で反映させた計画にしていかなきゃいけないと思うんですけども、どこかで反映するような機会がありますかと。この2点をお願いいたします。

○大政課長 お答えいたします。予防措置の関係でございますけれども、先ほどちょっと数字

を申し上げましたが、国有林の治山事業の場合、当初予算で言いますと、その比率というのは復旧が大体6で予防が4という感じになっておりまして、前後何年かちょっと数字を当たってみたんですが、大体その数字になっているところでございます。

ただ、補正予算が措置されますと、補正予算は緊急的にやらなくちゃいけないところで、そういうところはほぼ復旧のエリアでやっているということですので、こういうようなときはいろいろ補正予算とか措置される形で、結果的に何とか予防もやれているのかなというところが実態なのかなと感じているところでございます。

それから、予防の部分を反映させるというのは、先ほどの保全された集落のところの指標には、予防的な対策もやることによって含まれておりますので、こちらの形で反映されているのかなというふうに考えているところでございます。

○二村委員　ちなみに、今、想定雨量というのはどのぐらいでお考えでいらっしゃいますか。先ほど時間雨量60ミリという数字が出ていたと思うんですが、通常って50ミリで計算していたんだったっけ、今までは。それで、今どうなっているかということを教えていただければと思います。

○大政課長　お答えいたします。これはエリアによって違うところでございまして、100年確率の雨量を地域ごとに計算してやっているというところでございます。なものですから、九州のほうは高い数字になっておりまして、北海道はちょっと低い数字になっておりますが、その100年確率の雨量が、今よく統計で出てくるように100年確率を平気で超えるような雨量になっておりますので、ちょっと想定外の設計の部分で超えてきているというところでございます。

○岩濱審議官　引き続きご議論をお願いしたいと思います。コメントシートへの記入もお願いいたします。

金子委員、お願いいたします。

○金子委員　まず、予算の制約がある中で全体像を把握して、その中で優先順位をつけつつ、起きてしまった災害にも対応するという非常に難しい事業なんだと思うんですけども、全体像の把握という意味では、先ほど最初のほうでお話があった森林整備保全事業計画ですとか、流木災害防止、これは「緊急」と入っているからあれなのかもしれません、どういう全体像把握がされていて、優先順位づけに関しての何か基準というものが明確に定められているのかという点。

それから、終了予定なしでずっと進めていく公共事業ですので、合理的にコスト削減努力をするということは、税金ですので、不可欠なんだと思うんですけども、一般競争入札、これは

多分コンプライアンス的な意味もあって必要なんだと思うんですけども、その一般競争入札に
するということ以外にコスト削減、農水省のほうとして事業者とどう協力をしてコストを下げ
ていくということを、具体的にどういうふうにやられているのかなというところを教えてください。

○大政課長 お答えいたします。まず、全体像の部分でございますけれども、資料の15ページ
にロジックモデルを記載しているところでございます。こちらのアウトカムの成果目標のところ、
集落数のところに補足的に書かせていただいておりますが、これは森林整備保全事業計画
の中での整理でございます。2行目でございますけれども、山地災害危険地区が周辺に存在する
集落は約14万集落という形で、全体として把握しているということでございます。ご案内のと
おり、成果目標が5万8,000とか6万とかというような数字でございますので、正直まだまだと
いうところがあって、本当に頑張らなければいけないということかと思っております。

また、優先度につきましては、全地区を災害の起こりやすさという指標と、それから保全対
象の重要性、この2つの軸で判断いたしまして、その中で箇所づけをして、優先度の高いところ
から事業実施をしているということでございます。

それから、コスト削減につきましては、13ページのカラーの資料のところに、直轄事業にお
きましては、新技術やコスト削減の取り組みということを書かせていただいておりますが、こ
のような形で技術開発をしたり、提案を受けながら、公共事業ですので、ほかの事業に展開で
きることもあるかと思いますし、ほかの事業から持ってこれることもあるかと思いますので、
そういうことをやりながら進めているということと、一般競争入札ですが、総合評価落札方式
という形もとってございまして、それでやれば、提案を受けて、いい提案であればそのまま採
用して事業をやっていただくと。そういう形もしておりますので、我々も幅広くいろんな形の
提案なり開発をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

○岩濱審議官 そのほか、ご意見いかがでしょうか。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員 今の金子先生の話にも通じる話なんですけれども、これ、知見はもちろん林野庁
さんにもたまっていくし、現場サイドでもたまっていくし、あと事業者さんも知見をためてい
く、技術をためていくことが重要だと思うんですが、ここら辺の工夫って何か具体的に。例え
ば、こういうベストプラクティスを共有していくというのものもあるんだと思うんですが、多分こ
のレベルじゃないんだと思うんですね。

もうちょっと言えば、現場の負担を小さくしていくとか、場合によって現場も大変危険な作

業ですから、危険性、リスクを小さくして。リスクというのは災害のリスクではなくて、工事そのもののリスクを小さくしていくとか、多分そういうことも工夫として求められていくんだと思うんですが、ここら辺は具体的にどんなことをされていらっしゃるのでしょうか。

○大政課長 お答えいたします。例えば、7つある森林管理局というところで実施しているんですが、その局の中であれば、自分たちの中では当然研修会を実施したりとかしておりますし、あと近隣の県と勉強会というのも実施しているところでございます。また、全国的に見れば、まさに治山事業をやっているのは県の職員と国の職員だけですので、その中で研究会みたいな勉強会をして、新しい工法なりこうやったということがあれば広めるというようなこともしております。それから、事業体のほうも同じような形で研修会を実施するということで、かかわる方みんなでのこのような形で取り組んでいるところでございます。

○亀井委員 まさにこれから本当に人が減っていく中で言うと、どうやって技術を、人にあるものを組織に落としていくのかとか、あるいは、今まで1人が持っていたものを2倍持たなきゃいけないとか、そういう形でどんどん厳しくなっていくし、現場の高年齢化も進んでいるんだと想像します。これはまずはそれぞれの事務所においてもそうだし、県においても同じだと思いますから、そこら辺の継承というところは別途、お金をつけてでもやらなきゃいけないんだと私は思います。

ぜひそこが途絶えることがないようにまずしていただかなきゃいけないですし、私たちは人口が減る社会というのをちょっとなめているところがあるのかもしれないなと思っていて、相当真剣に考えなきゃいけないフェーズに入っているんだと思うんですけれども、そのためには、従来かけなくて当たり前組織でできていたことができなくなる可能性があって、そういうところがこういう分野にまず最初にあらわれるんだと思うんです。皆さんの分野に最初にあらわれるんだと思うんですね。

加えて、これは政治の判断の影響かもしれませんが、公共事業を縮小してきた結果がいろんな形であらわれてきているはずで、そういったところも含めてぜひ、先に出てくるところから、率先してイノベーションを起こしていただくということがいろんな意味で重要で、それはもしかしたら従来とは全く違う、ジャンプした技術なのかもしれませんし、そういったところの新しい知見も含めて、そのぐらいのつもりで。今まで10人でやっていたものが1人でやらなきゃいけなくなるとか、そういうことも出てくる可能性があるんだと思うんですが、ぜひそういったところも積極的に考えていただくよう、そこはくれぐれもお願いをしたいと思います。

○岩濱審議官 二村委員、お願いします。

○二村委員 今、技術の継承というお話が出ましたけれども、存じ上げなくて大変失礼なんです。林野庁ではそのような技術研究所のようなものをお持ちなんではないでしょうか。

○大政課長 お答えいたします。全体的な森林総合研究所という、昔は林業試験場という国の組織ですが、今は独法で治山の部分がございます。

○二村委員 ということであれば、各地の復旧などで使った技術ですとか、新技術も含めてですね、プラットフォームのような形で何かアクセスできるようなものというものはあるのでしょうか。要は、一般的にこれは効果のある工法であるということを検索できるようなシステムがあると、かなり技術の横展開ができるかなと思います。これは通常の土木のエリアではこういうようなことは行われていまして。テクリスというんですけど、そういうようなもので検索するとすぐ出るというようなこともありますので、こういうような方法が使えるということまでアクセスできれば、あとはどのようにでも問い合わせでも何でもしてもらったらいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○岩濱審議官 亀井委員、お願いします。

○亀井委員 今日この事業が最後なんですけれども、直轄事業でこういう形でできているのであれば、2つの知見が農水省全体の今日の事業に言えるはずで、1つは、直轄事業としてのこの知見を、目標をきちんと設定して、ただ現地の合意とかあるから、またそれはそれで難しいのかもしれませんが、T P Pとかにこれをどうやって応用していただくかとか、あるいは、要はこれは山間地ですからへき地ですよ。でもこれだけ把握できているんだったら、離島のほうの水産庁の事業にも何かしらこれは横展開できるはずで。こっち側に言っているんですけど、何ていうか、ある種の政策管理、政策マネジメントの手法をぜひ横展開していただけるように、そこはお願いをしたいと思います。

そこは、そういう意味では、今もここで上村先生と話していたんですけど、何で林野庁はこんなにちゃんとできているのに、ほかはできてないんだろうねという話をしていたので。林野庁を褒めているんですよ、すみません。ということなので、ぜひそこは横展開を農林水産省全体として。今回たまたま8つの事業ですけれども、それぞれの局において、あるいは、局を越えて、組織を越えてぜひご対応いただけるように、そこはお願いをしたいと思います。

○岩濱審議官 今日、亀井先生からご指摘あった件については、特に水産の関係も含めて、T P Pの関係も含めて、しっかり検討してもらいたいと思います。

上村委員、どうぞ。

○上村委員 今、亀井委員が言われたのはどれだけ現場に行っているかなんじゃないかと思うんですよね。この間、経産省の会計課の方と話したんですけど、経産省のほうでは、「どんどん現場に行きなさい、旅費は出すから。そうじゃないと事業が把握できないんだ」ということで。事業担当課に「どこまで現場行ってますか」と聞くのはちょっと失礼ですけども、恐らくそういうものが資料の作成とか説明の力とかにかなり影響が出てくると思います。

これは私の印象です。

○岩濱審議官 もう少し時間があるみたいなので、そのほかにご意見はございますか。

二村委員、お願いいたします。

○二村委員 先ほどから場つなぎばかりやっているんですけど、時間の調整ばかり。すみません。山と言えば川が近くに流れていることが多いと思うんですが、そのすみ分けというのはどうやっていらっしゃるんですか、河川局と。

○大政課長 お答えいたします。河川は確か河川区域が、エリアがきちんとなっておりまして、その河川のエリアでなくなれば山というような感じかと思います。それで、災害が起こったときなどは個別に調整しながら実施するというような形になっているところでございます。

○二村委員 例えばその川を、流木というんじゃなくて、「流れ木」とこの間おっしゃいましたよね、学びました。その流れ木が流れていったときにどちらの対応になるのかなというのを。木は山のもの、流れていく先は川、どうなるんでしょう、これは。

○大政課長 正直言って最終的に行き着いたところで何とか処理をしていただくという形ですので、逆に言うと我々は「出さないように何とかしなさい」というのをよく言われることから、今回このような対応をとっているところでございます。

○岩濱審議官 意見は全部いただいておりますが、少しまだ整理をしておりますので。

金子委員、お願いします。

○金子委員 本事業に加えて、先ほど関連事業で治山事業補助というお話もあったんですけども。優先順位づけの部分特に気にはなるんですけども、各自治体から林野庁側への要望というのはどういう形できて。素人考え的に言いますと、予防ですから、してもらえるんだったらしてもらいたいという発想に要望する側はなっても不思議はないと思うんですね。それを林野庁側で整理・整とんをしなければいけないんだと思うんですけども、現実にもそういう要望が多くて、押すな押すなできて、「君のところはこういう基準で評価するとこのぐらいだから、君のところに行けるのは5年後だよ」とか、そういうのが現状なんでしょうか。

○大政課長 お答えいたします。一番市町村が地域をいろいろ把握して、地域から順に出てく

と思うんです。それを県のほうで1つ目として集計をするという形に、実際、現場としてはなっているところでございます。県の担当は県の中を、治山の現場とかをずっと見ておりますので、ここならもうちょっと、どちらかというこちらが危ないとか、そういうのを県の中で順番をつけながら、来年度はどこをやろうかというところを進めていくというのが実態でございます。

それはそれで、またその先、県が資料を整理しまして、林野庁と協議をしまして、それは写真等を見ながら。逆に言うと、我々はいろんな県を見ておりますので、この県よりもこっちの県のほうが実は危ないんだとか、そういうのを見ながら整理をしていっているところでございます。正直言うと予算があればやりたいなというところはどこの県も事実でございます。

○金子委員　というのは、先ほど来話に出ている非常に大きな災害が今多いじゃないですか。そうすると、すみません、首都圏にいたとなかなかわかりづらいんですけども、実際起きた現場では、住民の方から自治体に対して、なぜここはやらなかったんだというような話が出る可能性はないのかなと見ていますし。そうすると、その次の話として、なぜ国はやってくれなかったのだという話が自治体から出ないのかということも、危惧は大きな災害が起きるたびにいつも思うんですけども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○大政課長　要望を受けているのは事実でございます。我々も「できる限り予算の中で頑張ります」ということをそのときに回答させていただくしかないんですけど。ただ、雨の降り方がこれまで違って、これまでずっと大丈夫だったんだけど、やられたというケースが最近多いので、そこが我々としてもすごい難しいなということは感じているところです。

先ほどちょっとお話させていただきましたが、北と南では雨量強度が違うということもありますように、例えば2年ぐらい前ですかね、台風が岩手県に上陸した、初めて東北に上陸したということがございましたが、逆に言うと関西のほうでは起こらない、あのぐらいの。あのぐらいのと言ったら申しわけないんですけども、起こらないような状況であっても、岩手であれば非常に大きな災害が起こるというようなことがございまして、我々もちょっと読めないところがあるので、最終的にはハード対策だけでは厳しいところもあるので、ちょっとご説明させていただきましたが、ソフト対策等も合わせながら進めていくしかないのかなというふうに考えているところでございます。

○岩濱審議官　それでは、結果がまとまったようですので、評価結果及び取りまとめコメント案につきまして、二村委員よりお願いいたします。

○二村委員　治山事業（直轄）評価結果が出ました。事業内容の一部改善と出ました。

評価結果でございますが、現状どおりが2名、事業内容の一部改善が4名となっております。
取りまとめコメントです。

事業の課題や問題点について申し上げます。

条件不利地域などについて、一者応札になってしまう場合が見られる。

気候変動に伴う風水害の激甚化に対応し、森林整備保全事業計画の見直しによって、成果目標（アウトカム）も改めるよう、着手している。また、既に流木災害防止緊急治山対策プロジェクトにおいても、対策の方向性が進められており、成果目標の設定は適切な方向性にある。対応すべき地域の設定においては、あらゆる知見を駆使し、予算等の制約に関わらず、積極的にリスクを見出していくことが求められる。

拡大するリスクに対して、人口減や公共事業減等により、事業の担い手は減少傾向にあるが、今後の持続性を考えれば、技術の継承も含めて、積極的な対応をしていくことが求められる。

事業の本来の目的から鑑みれば、潜在的なリスク量に対して、都道府県等の対応がおくれてしまいがちな場合には、林野庁が積極的に対応していくことも求められる。

現在の気候変動状況等を踏まえれば、今後、本事業の重要性が増すことはあっても減少することはないということがわかった。

災害が激甚化しており、その対応に追われているような印象を受ける。山地災害防止機能のアウトカム目標が達成できていないこともあり、予算の関係上、予防的措置が不十分となっていないか。

他省庁との適切な連携が行われているか。河川事業とのすみ分けは適切に行われているか。

最終的な目標として、危険地区、災害が生じる可能性がある地区全てについて対策が必要である。目標値である5万8,000集落に縛られる必要はなく、また、当該目的ありきで事業を実施することは、国民の生命・財産の保全という目的との関係においては、適切ではない。

危険度の正確な把握に力を入れる必要がある。

事業計画で設定した集落数を成果目標の1つとするのはよいが、それだけでは全体のリスクに対する対応状況が見えない。

以上が課題でございました。

この課題に対する改善の手法や見直しの方向性です。

災害対応と予防対応との予算を分けてはどうか。

災害の激甚化の影響を予防計画に的確に組み込むべき。

総合評価による事業者選定を行っているようである。新しい工法を積極的に取り入れるなど、

コスト縮減に努めてほしい。

流木災害以外の災害についても、危険度を正確に把握し、より危険度の高い地区について、率先して予防がとれる体制を整えていただきたい。その上で、予防対策を早急に行う必要がある地区が多い場合には、予算の増額も必要と考えられる。

対応すべき危険箇所の優先順位づけが重要であるが、災害復旧を優先せざるを得ないときもあり、マネジメントが難しいことは理解できるが、基本的な優先順位と、中期・長期の時間軸を持っておく必要がある。

中長期の持続性を考えれば、技術の継承も含め、担い手の人材・組織の育成は、今後の本事業の中核に位置づけるべき。事業が安定して行われることが、まずはこれに資するということであれば、マクロベースではもちろんのこと、ミクロ（各地）においても事業の執行が安定的に行われるよう、特段の配慮をされたい。

危険地区が周辺に存在する集落が14万集落あるとのことなので、その数に対してどれだけ達成できているかも成果指標とすべきである。その際、リスクの大きさにウェイトつけて集落数を再評価することも考えられる。また、5年計画を繰り返しているのだから、今次の計画の5年間に限定せず過去の状況も含めた時系列的な推移を可視化すべきである。

以上がまとめでございますが、先生方、何か追加であれば。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

以上でございます。

○岩濱審議官 以上で、本事業につきまして議論を終了いたします。

これで、予定しておりました事業の点検は全て終了いたしました。

外部有識者の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。本日、皆様からいただきましたご意見を十分尊重いたしまして、来年度の予算の概算要求等に当たり、どのような対応が可能か検討してまいります。

以上で、農林水産省事業レビュー公開プロセスを終了いたします。ありがとうございました。

午後 5時42分 閉会